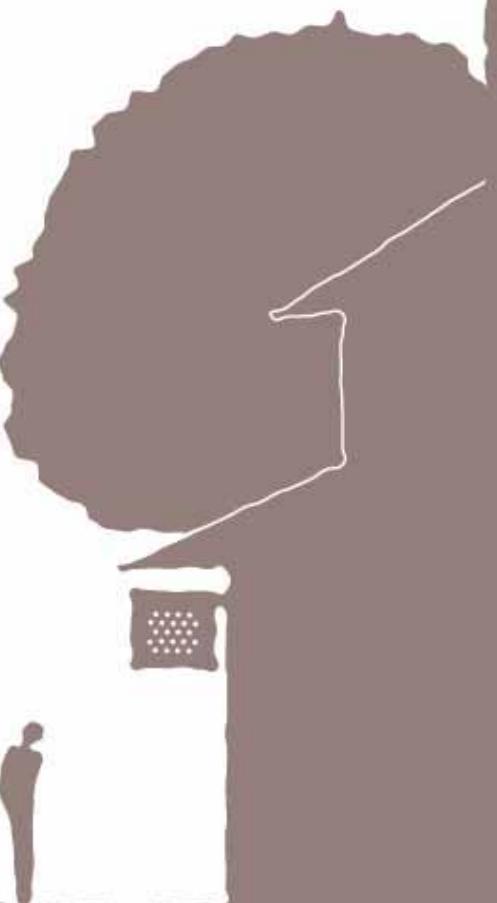




文京区屋外広告物景観ガイドライン

「建物ファサードを活かし、

人に親しみやすい広告」



平成21年3月



文京区都市計画部計画調整課

〒112-8555 文京区春日 1-16-21

TEL 03-5803-1240 / FAX 03-5803-1358

○ガイドラインの狙い

地域の風景と調和し、建物と一緒にしつらえ、人の目に優しい環境を整える
～建物ファサードを活かし、人に親しみやすい広告～

方針①：文京のまちにふさわしい広告・サインを誘導する

- 東京都屋外広告物条例の規定を補い、文京区の実態を踏まえた広告物の基準を定めて、本区にふさわしい屋外広告物を誘導します

方針②：広告物を建物の一部と捉えて街並みへの調和を誘導する

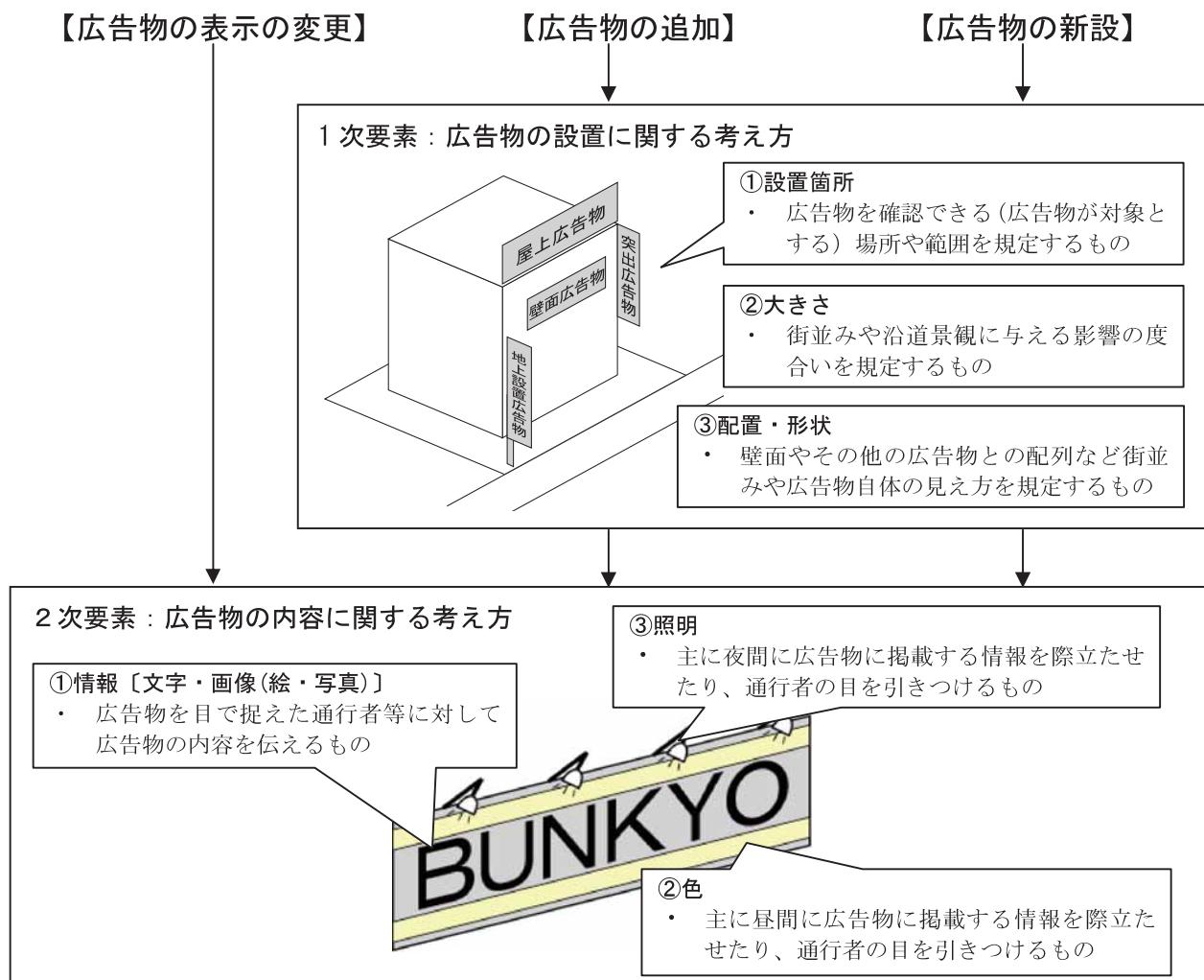
- 文京区の景観ガイドライン、色彩ガイドライン等により、デザインコントロールが図られている建物や街並みと調和したものとなるよう、屋外広告物の設置や内容を誘導します

方針③：情報伝達力の向上により必要最小限の規模や内容を誘導する

- 広告物の大きさや数、過剰な色づかいなどによらず、配置、形状の統一感やレイアウト、配色の工夫等によって情報の伝達力が向上するよう、簡潔で分かりやすい表現を誘導します

○ガイドラインの構成と対象

- 屋外広告物景観ガイドラインは、設置に関する考え方を示す【1次要素】と内容に関する考え方を示す【2次要素】の2段階構成となっています。
- 屋外広告物を「新設又は追加」する場合には、【1次要素】（広告物1基ごと）と【2次要素】（広告物1面ごと）の双方が対象となります。
- 既設の屋外広告物の「表示の変更」をする場合には、【2次要素】（広告物1面ごと）のみが対象となります。



○広告物の設置に関するガイドライン（1次要素）

屋上広告物 に関する事項

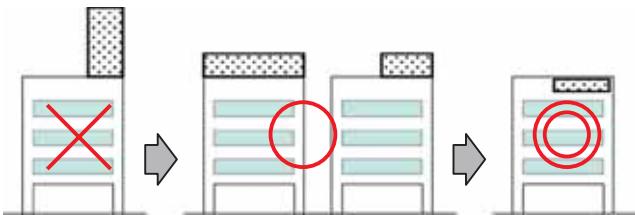
屋上広告物は建物の壁面の延長と捉えて、斜線制限を超えるような圧迫感を感じる大きさを避けるとともに、スカイラインの整った美しい街並みを形成するよう、建物と一体的な形状、配置を心掛ける

スカイラインを乱さない

- 1 広告物の形状は高さ < 横幅とする

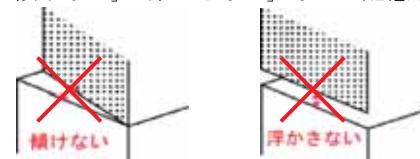
- 2 広告物の高さを抑える

- 3 建物と広告物が一体に見えるよう、道路に面した建物の壁面と広告物の接地面を揃える



広告物の高さは建物 1 層分程度に抑える

壁面に対して「傾けない」「浮かさない」などの配慮を行う



ただし、壁面から後退させて設置する場合には、横側から見て不自然にならない程度とすること

設置数を抑える

- 4 1つの壁面に対して、2 以上の屋上広告物を縦又は横に並べて設置しない

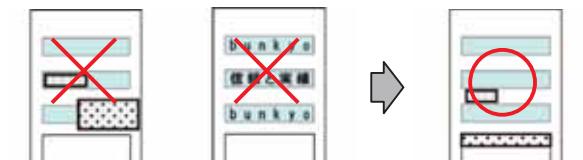
壁面広告物 に関する事項

壁面広告物は外壁の一部と捉えて、外壁のスケール感や素材感など、本来のファサードデザインを隠したり、乱したりすることがないような大きさ、配置・形状を心掛ける

壁面広告物と類似する窓面の内側に貼られたシート等も屋外広告物の一種とみなす

壁面・窓面を隠さない

- 1 フィルム、幕など建物の外壁や窓面を覆い尽くすような大きさ・形状のものを避ける



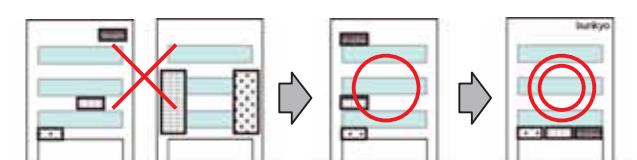
- 2 建物正面以外の面（道路に面していない壁面）には、原則として広告物を設置しない



壁面と一体となるように配置する

- 3 広告物を建物の外壁デザインと一体となるように配置する

「外壁のパネルや窓枠に合わせて配置する」「広告物の高さを上階の窓枠の下までに抑える」「既存の広告物がある場合、既存の広告物の設置位置に揃える」といった配慮を行う



設置数を抑える

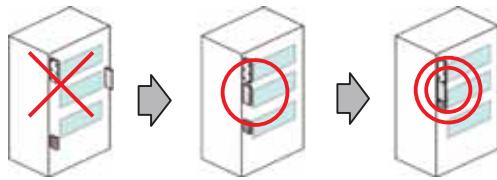
- 4 1 建物に設置できる壁面広告物は 1 事業者につき原則 1 基とする

突出広告物 に関する事項

突出広告物は壁面の延長と捉えて、壁面線が急に飛び出したり、凹んだりすることがなく、沿道を歩く人が心地よく感じるようなリズミカルな配置、配列を心掛ける

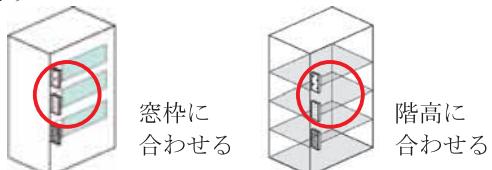
壁面線を乱さない

- 1 建物の両端どちらか片方に揃えて設置する



- 2 壁面デザインに合わせて規則正しく設置する

「建物の窓枠の高さや階高に広告物の上端又は下端を合わせる」「建物の外壁パネルに広告物の大きさを合わせる」といった配慮を行う



- 3 広告物の出幅を揃える

広告物の出幅は、敷地内／道路上空の違いを問わず、最大でも1m程度に抑える

- 4 壁面に沿った形状とする

広告物の形状は高さ>横幅とし、壁面から飛び出したような不安定な形状は避ける

設置数を抑える

- 5 1建物に設置できる突出広告物は1事業者につき原則1基とする

地上設置広告物 に関する事項

地上設置広告物は、建物がつくる一定の秩序から抜け出した状態と捉えて、道行く人を楽しく誘導するような集合看板等の例外を除き、原則として設置しないよう心掛ける

設置数を抑える

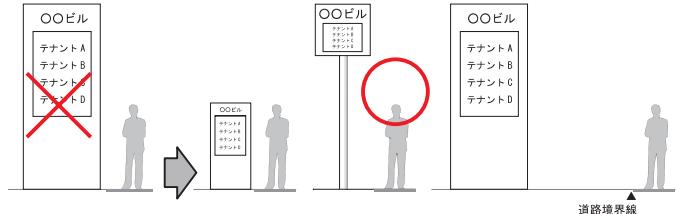
- 1 地上に設置する代わりに屋上広告物、壁面広告物、突出広告物の3種の中から必要なものを代用する

「壁面後退により突出広告物が見にくくなる場合」「テナント等を集約して表示する案内板」「公共的な案内、サイン」など屋上広告物、壁面広告物、突出広告物等の代わりに設置する場合には、ガイドラインの内容に準拠して、周辺へ配慮したものであることを前提に、設置について協議を行う

沿道の街並みを乱さない

- 2 歩行者に圧迫感を与えないような大きさ、配置・形状とする

「人の目線程度の高さ／人の肩幅程度の横幅に抑える」「地上から一定以上の高さに持ち上げる」「歩道から充分に離れた場所に設置する」といった配慮を行う



共通事項

4つの設置箇所に共通する事項

特殊な形状は避ける

- 1 特殊な形状をした広告物は原則として設置しない

○広告物の内容に関するガイドライン（2次要素）

情報 に関する事項	広告物に掲載する情報は、掲示する内容が簡潔に伝えられるよう、その量を必要最小限に整理し、見やすく、メリハリをつけたデザインを心掛ける
--------------	--

情報量を整理して簡潔に伝える　－ 文字 －

1 広告物に掲示する情報量は必要最小限に抑える

想定される掲載事項は「事業所そのものの紹介（名称や店舗名、業種など）」「事業所の所在」「連絡先」など

「ホームページアドレスなど文字数の多いもの」や「営業時間の詳細など複数行にわたるもの」の掲載は控える



2 文字に対する特殊な効果の使用を控える

文字の縁取りや囲み、影付き文字や傾き文字、文字の背景への色づけ、イラストの配置などに代表される特殊な効果の使用は控える



3 文字の大きさによって情報の序列化を図る

文字の大きさを変えることで内容の重要度が明確になるように留意する



4 文字自体の視認性を高めるため、行間、文字間等に十分な余白を確保する

余白の目安は、文字の大きさを基準に高さ・横幅の 20%程度とする。

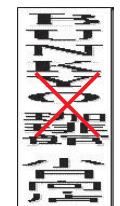


5 読みやすく、すっきりとした印象を与える細めのフォントを用いる

一般に、文字の高さの $1/10 \sim 1/5$ までが文字のつぶれない範囲と言われている

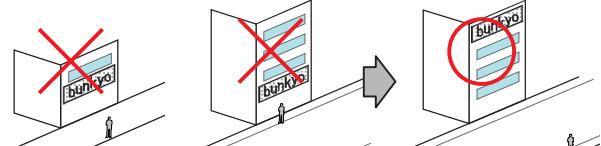


6 いびつな形状の文字は使用しない



7 視認距離に対して不必要に大きな文字を使用しない

幅員の狭い通りでは大きすぎる文字を使用しない
幅員の広い道路に面している場合でも、低層部では目の前の歩道からの見え方に配慮する



デザインされた情報で伝える　－ 画像 －

8 ロゴを用いる場合には文字との大きさのバランスに配慮する



9 情報量の多い写真やイラストの使用は控える
(方向等を誘導するために使用される矢印などを除く)



10 写真やイラストを用いる場合には、イメージや背景として、構図や色合い、文字の配置も含めた全体の情報量のバランスに配慮する

色彩 に関する事項

広告物に用いられる色彩は、広告物に掲載された情報を伝達する1手段であることを踏まえて、周辺の環境、景観を損なうような色づかいを避け、すっきりと情報を際立たせるような表現を心掛ける

情報をすっきりと際立たせる

- 広告物の基調色※は建物の外壁に使用されている色と調和する色とする
特に屋上広告物や壁面最上部においては、空とも調和した色づかいを心掛ける
- 広告物1面に使用する色数を最小限に抑える

- 広告物の基調色には鮮やかすぎる彩度の使用を避ける

「広告物の基調色の色相を変更して、建物の外壁の色相にできるだけ近づける」「広告物の基調色の明度等を変更して、背景と馴染むようなできるだけ淡い色とする」といった配慮を行う

広告物に使用する色は白色を含めて4色までに抑える

「文京区色彩ガイドライン」及び「東京都景観色彩ガイドライン」と同じく、マンセル値を用いて定めた「広告物の基調色として避けた方が良い色彩」を使用しない

彩度の目安（避けた方が良い色彩）

色相	0.0R	1.25R	6.25R	8.75R	0.0YR	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25Y	3.75Y	5.0Y	8.75Y	1.26GY	3.75GY	6.25GY	0.0BG	1.25B	6.25B	8.75B	0.0PB	1.25PB	3.75PB	6.25PB	1.25P	6.75P	3.75RP
色調	~ 1.24R	~ 6.24R	~ 8.74R	~ 10.0R	~ 1.24YR	~ 3.74YR	~ 6.24YR	~ 8.74YR	~ 1.24Y	~ 3.74Y	~ 4.99Y	~ 8.74Y	~ 1.24GY	~ 3.74GY	~ 6.24GY	~ 10.0G	~ 1.24B	~ 6.24B	~ 8.74B	~ 10.0B	~ 1.24PB	~ 3.74PB	~ 6.24PB	~ 1.24P	~ 6.74P	~ 3.74RP	
屋外広告物景観ガイド ラインで定める彩度	彩度が 5.0 以上の 色彩	彩度が 5.5 以上の 色彩	彩度が 8.5 以上の 色彩	彩度が 9.5 以上の 色彩	彩度が 9.5 以上の 色彩	彩度が 10.5 以上の 色彩	彩度が 10.5 以上の 色彩	彩度が 10.5 以上の 色彩	彩度が 8.5 以上の 色彩	彩度が 6.0 以上の 色彩	彩度が 5.5 以上の 色彩	彩度が 4.75 以上の 色彩	彩度が 4.75 以上の 色彩	彩度が 4.25 以上の 色彩	彩度が 4.25 以上の 色彩	彩度が 4.25 以上の 色彩	彩度が 4.75 以上の 色彩	彩度が 5.5 以上の 色彩	彩度が 5.5 以上の 色彩	彩度が 6.5 以上の 色彩	彩度が 5.5 以上の 色彩	彩度が 4.25 以上の 色彩	彩度が 4.0 以上の 色彩	彩度が 4.0 以上の 色彩	彩度が 4.75 以上の 色彩		

- グラデーションなど特殊な色づかいを控える



※ここでは、文字等の情報に対して背景にあたる箇所に塗られる色（複数の色が背景に使用されている場合には、アクセントとしての効果を加える一部を除くすべての色）を基調色と定義します

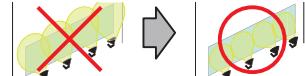
照明 に関する事項

広告物に用いられる照明は、広告物の内容を伝える手段であるだけでなく、夜間にぎわいと安らぎの演出という相反する目標があることを理解し、周辺の環境、景観と調和した表現を心掛ける

すっきりと際立たせる

- 必要以上に大きな面積を照らさない

「空に向かって漏光しているもの」「広告物以外の壁面を広く照らしているもの」「路上を照らす場合で、歩行者の目に直接入るようなもの」の使用は控える



点滅を繰り返す装飾用の電球などの使用は控える



- 強い光の点滅で人目を引くものとしない

- LEDなど省エネ効果の期待できる照明の導入も検討する

夜間の安らぎ／にぎわいの演出

- 地区に合わせた※適切な照明を設置する

- 一安らぎが求められるエリアでは、発光面を小さくして必要以上に明るい光源としない
- 一安らぎが求められるエリアでは、光源は電球色を使用し、暖かみのある照明とする
- 一にぎわいを演出するエリアを除き、動きのある派手なもの設置は避ける

「内照式の場合には文字部分のみ透過性の高い素材を使用する」「外照式の場合には文字の裏側に照明を配置する」といった配慮を行う



にぎわいを演出するエリアを除き、「表示内容を変化させるネオンサイン」「ニュース速報等が流れる電光掲示板」「動画を流す大型ビジョン」等の動きのある派手な照明装置の設置は避ける



※ここでは、「にぎわいを演出するエリア」をおおむね商業地域の範囲、それ以外を「安らぎが求められるエリア」とします